

一般社団法人豊田市ボッチャ協会 豊田市ボッチャアカデミー規定

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人豊田市ボッチャ協会（以下、「当協会」という。）定款第50条に基づく運営委員会規程第10条（2）①に係る豊田市ボッチャアカデミーについて、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 当協会は、各種国内大会及び国際大会でのメダル獲得を目標として、強化選手、育成選手および研修生を含めて強化活動を行うため、運営委員会育成部の管理及び運営により豊田市ボッチャアカデミーを設置する。

(強化選手の選考及び選任)

第3条 強化選手の選考及び承認は、次のとおりとする。

- ①当協会会員であること。
- ②日本ボッチャ選手権大会出場経験者であること。
- ③日本ボッチャ選手権大会ブロック大会で優秀な成績をおさめていること。
- ④ボッチャオープンチャンピオンシップで1位から4位入賞の成績をおさめていること。
- ⑤当協会強化選手は育成部で選考し、運営委員会の決議によって選任する。

(強化選手への支援)

第4条 強化選手への支援は、次のとおりとする

- ①一般社団法人日本ボッチャ協会主催の国内大会及び一般社団法人日本ボッチャ協会が認める国際大会の出場費の補助。
- ②一般社団法人日本ボッチャ協会からの招集にかかる費用の補助。
- ③その他、当協会運営委員会で認めた事業に対する補助。
- ④補助額は、代表理事又は業務執行理事が提案し運営委員会にて承認する。
- ⑤補助額は、当協会の財政状況により変更が行われる。
- ⑥当協会が用意した練習会場の使用。

(育成選手の選考及び選任)

第5条 育成選手の選考及び選任は、次のとおりとする。

- ①当協会会員であること。
- ②当協会主催の競技会で優秀な成績をおさめていること。
- ③日本ボッチャ選手権大会ブロック大会にてベスト8入賞の成績をおさめていること。
- ④ボッチャオープンチャンピオンシップにてベスト8入賞の成績をおさめている

こと。

⑤当協会育成選手は育成部で選考し、運営委員会の決議によって選任する。

(育成選手への支援)

第6条 育成選手への支援は、次のとおりとする。

- ①当協会運営委員会で認めた事業に対する補助。
- ②補助額は、強化選手への補助額の1/2とし、代表理事又は業務執行理事が提案し運営委員会にて承認する。
- ③補助額は、当協会の財政状況により変更が行われる。
- ④当協会が用意した練習会場の使用。

(研修生の選考及び選任)

第7条 研修生の選考及び選任は、次のとおりとする。

- ①当協会会員であること。
- ②当協会主催の競技会で優秀な成績をおさめていること。
- ③当協会研修生は選手育成部で選考し、運営委員会の決議によって選任する。

(研修生への支援)

第8条 研修生への支援は、次のとおりとする。

- ①当協会が用意した練習会場の使用。

(任期)

第9条 強化選手及び育成選手、研修生の任期は、運営委員会での承認後1年までとし、再任は妨げない。

(競技会及び事業等における支援)

第10条 理事又は運営委員を支援員として、次のとおり競技会及び事業等に派遣することができる。

- ①支援員を派遣できるのは、一般社団法人日本ボッチャ協会が主催する競技会及び事業等であり、強化選手及び育成選手から支援の要請があること。
- ②派遣する支援員は、運営委員会で承認する。
- ③支援員は、支援を希望する強化選手及び育成選手を平等に支援しなければならない。
- ④支援員は、競技中も支援を希望する強化選手及び育成選手の支援を行わなければならない。
- ⑤支援員は、支援を希望する強化選手及び育成選手の競技用具の搬出入の支援も行わなければならない。
- ⑥支援員に、交通費及び宿泊費等を支払うことができる。

(その他の支援)

第11条 強化選手及び育成選手は、次の支援を受けることができる。

- ①日本代表選考に係る費用の補助。
- ②運営委員の派遣に関わる費用。

(強化選手及び育成選手、研修生の責務)

第12条 強化選手及び育成選手、研修生は、豊田市ボッチャアカデミーの練習会及び事業、当協会の主催の競技会及び事業等に積極的に参加しなければならない。

- 2 強化選手及び育成選手、研修生は、豊田市ボッチャアカデミーの練習会及び事業において、育成部の指示に従わなければならない。

(解任)

第13条 強化選手及び育成選手、研修生が、当協会の名誉を毀損し、若しくは当協会の目的に反する行為をし、又は強化選手及び育成選手、研修生としての責務に違反するなど、解任すべき正当な事由があるときは、運営委員会の決議によりその選手を豊田市ボッチャアカデミーの強化選手及び育成選手、研修生から解任することができる。

(付則)

本規定は、2025年4月1日から施行する。